

行政書士やまなし

令和元年8月 第101号

令和の時代を駆ける新体制が発足

復活企画 事務所訪問
北口事務サポートセンター



八ヶ岳ホースショーinこぶちさわ

写真提供：八ヶ岳ホースショーinこぶちさわ実行委員会・北杜市



山梨県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名譽を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



上記の倫理綱領は、行政書士の使命と責務を内外に宣言し、かつ、自ら厳しく律して、信頼と品位の保持に遺憾のないよう努めるための指針です。

CONTENTS

1	会長就任のご挨拶
2	山梨県知事 長崎幸太郎様より
3	甲府市長 樋口雄一様より
4	日行連会長 常住 豊様より
5	顧問 衆議院議員 中谷真一様より
6	顧問 山梨県議会議員 永井学様より
7	顧問 甲府市議会議員 藤原伸一郎様より
8	定時総会および政治連盟定期大会の報告
9	(一社) コスモス成年後見サポートセンター山梨支部
10	山梨県行政書士会車庫証明申請センター
11	部担当者一覧
12	委員会担当者一覧
13	組織図
14-22	各部長より
23	支部長会より
24-25	叙勲のお知らせ
24-25	あの先生の事務所訪問（復活企画）
26	女性行政書士の会より
27	事務局より
28-29	無料相談会のご案内
30-31	インフォメーション

表紙写真の説明

八ヶ岳ホースショー in こぶちさわ

長野県との県境に位置する「馬のまち小淵沢」で毎年開催される一大イベント。人馬一体の演技が観客を魅了する。打ち上げ花火やトークショーなどイベントも盛りだくさん。

会長就任のご挨拶

山梨県行政書士会

会長 有賀 一雄



令和元年5月30日に開催されました令和元年度定時総会におきまして、会長職を拝命いたしました有賀一雄です。創立70周年を目前に控える中、当会第16代目のリーダーとなることの重責を、今まさに実感しているところです。この度の会長改選に際しましては、多数の会員の皆様からのご推挙をいただきましたこと改めて厚くお礼申し上げるとともに、ご期待に添えますよう努力していく所存ですので、何卒、引き続きのご支援を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

さて、私ども行政書士を取り巻く状況を鑑みますと、本年5月24日には、行政手続きを原則として電子申請に統一することを目的とした、いわゆる「デジタル手続法」が成立いたしました。今後、行政手続の仕組みは大きく変化し、当職らの主要業務である各種許認可申請や相続手続き等が順次電子化され、行政運営の簡素化・効率化も進展していくことになります。つまり当職らに求められるものも大きく様変わりしていくことが見込まれ、従来の申請代理業務にとどまることなく、より高度で専門的な知識を備えていかなければならないことを意味します。

こうした中、本会といたしましては、副会長、及び業務関係部長全員に特定行政書士を起用し、社会動態の変化に機敏に対応した会員支援に取り組んでいくと同時に、より高度で専門的な領域への足掛かりを模索していく所存です。また、法教育や中小企業支援等の新たな社会貢献事業の創出をはじめ、官民受託事業の推進等、他の単位会の取り組みも参考にしつつ推進して参ります。

思えば、開業以来、私の周りには常に、叱咤激励していただける先達の先生方をはじめ、同じ思いを持った同年代の会員、そして会務に真剣に取り組んでくれる若手会員の皆さんに至るまで、たくさんの仲間に恵まれていました。このご縁は、何物にも代えがたい有難いものであると思います。この世代を超えた絆こそ当会の一番の強みであり、この絆を次の世代へ脈々とつないでいくこそ、私に課せられた最大の責務なのかもしれません。こうした思いを胸に、時代を先取りした「組織改革」と次世代につなぐ「人材育成」に関しては是非とも果たしていきたいと思います。

最後に、会員各位のご健康とご活躍を祈念申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。今後ますます山梨県行政書士会が発展するよう会員の皆様方のご協力を重ねてお願い申し上げます。

山梨県知事 長崎 幸太郎



大暑の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

行政書士の皆様方におかれましては、日頃から、業務を通じて、行政の円滑な推進に御協力をいたたくとともに、無料法律相談の開催等、街の法律家として多大なる御貢献をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。

また、山梨県行政書士会におかれましても、会員各位の御協力と相互の固い結束のもとに着実に組織の充実を図られ、更に躍進を続けられておられますことは、誠に慶賀に堪えないところであります。

去る5月、平成の時代が終わり、新たな時代「令和」が幕を明けました。

この大きな節目に、知事として新たな県政の舵取りを担うことに対しまして、改めて強い使命感を感じております。

「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現に向け、誠心誠意、努力して参る所存でありますので、県政の推進につきまして、皆様方のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、行政書士法が昭和26年に制定されて以来、65年余りが経過しました。この間、平成15年の行政書士法人制度の創設、平成20年の聴聞又は弁明の機会の付与等の手続に係る行為の代理の法定化、直近では、平成26年の不服申立ての手続を代理できる特定行政書士制度の創設等、数次にわたる法改正が行われ、行政書士制度は、着実に発展してきました。

また、近年は、日本中で起きている所有者不明土地や空き家の問題に加え、外国人材受入れの適正化・円滑化などに的確に対応していくことが求められているところであります、行政書士の果たすべき役割や責任は、ますます大きくなっています。

行政書士の皆様方におかれましては、幅広い御見識によって時代の変化や制度改革に御対応いたくとともに、引き続き、県民と行政との絆を結ぶ行政手続のプロフェッショナルとして県民生活の向上にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、山梨県行政書士会のますますの御発展と、会員の皆様の御多幸を心から祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。

甲府市長 橋 口 雄 一



有賀会長をはじめ、山梨県行政書士会の皆様におかれましては、市政推進に多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、貴会におかれましては、平素より無料相談会を通じて市民と行政をつなぐ架け橋として、市民生活の利便性の向上に大きく寄与されておりますことに、改めて敬意と感謝の意を表する次第であります。

会員の皆様の取り扱われる業務の中でも、相続や遺言のほか各種許認可申請など、官公署に提出する書類は、市民の方々にとりましては馴染みのないものも多く、専門的知識や実務経験を有します皆様のお力添えが重要であり、毎回多くの市民の方が利用される無料相談会は、市民生活にとっても大切な相談の機会となっております。

さて、国の経済状況も穏やかな回復基調が続いておりますが、一方、人口減少や少子高齢化の進行など、地方を取り巻く環境は一層の厳しさを増しております。

このような中、本市が有する「重層的な歴史」、「豊かな自然」、時代を超えて引き継がれた「伝統産業」や豊富な「地場産品」といった素晴らしい魅力を大切に活かしながら、未来に夢や希望が持てるまちづくりを実践していかなければならぬと考えております。

「令和」という新たな時代の幕開けとなる本年、甲府市は開府500年を迎えるとともに、中核市への移行、さらには、甲府市政施行130年という、いくつもの歴史的な節目を迎え、更なる発展に向け、「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」の実現に邁進するとともに、すべての市民が明るい未来を思い描き、健やかに心豊かに暮らすことができる笑顔あふれるまちづくりを、市民の皆様と協働する中で力強く推進してまいりますので、なお一層のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、山梨県行政書士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を心から祈念申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

行政書士の新時代を創るために

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊



平素より、有賀一雄会長を始め、山梨県行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会の活動にご協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、日本行政書士会連合会会長に就任いたしました東京都行政書士会所属の常住豊と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

令和元年度日本行政書士会連合会定時総会において実施された会長選挙では、多くの皆様のご支援をいただき当選することができました。心より御礼申し上げます。

私は、平成6年1月行政書士試験に合格し、同年10月、行政書士会に登録・入会して24年が経過しました。常日頃から行政書士の業務に誇りとやりがいを感じています。また、私の行動指針は「体験主義、現場主義、行動主義」です。この指針を基に、会長としての任に当たらせていただきます。

私は「そうだ行政書士に相談しよう」という気運を全国標準にしたいと願っています。

一般市民や中小企業者の中には、問題や悩みを抱えていても、誰に相談すればいいのかわからぬいという方もまだまだいらっしゃいます。私たち行政書士は、これらの方の人生や事業を成功に導いていかなければなりません。

そこで、私たち行政書士はリーガルサービスの町医者となり、総合医となって、これらの方の負託に応えていく使命があると考えます。そのためには、会員一人ひとりが業務に精通した行政書士になることが肝要です。許認可申請に代表される行政手続と相続業務などの市民法務の業務を会員に修得していただくべく活動を充実させてまいります。また、依頼者の利益のために会員一人ひとりが活躍できるステージ作りに努力します。

これらにより、地域住民の方々から生活圏にいる行政書士が、良き相談相手として地域に必要不可欠であり有益な国家資格者としての位置付けを確固たるものにしたいと考えています。

私はこの理念を実現するため、かつ地域住民に愛され、期待される活動の基礎をつくるため、謙虚にひたむきに会務に取り組んでまいります。

今後も行政書士制度の発展と行政書士の地位向上に努力をいたす所存ですので、皆様のご理解ご支援を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

衆議院議員
顧問 中谷 真一



山梨県行政書士会の皆様には日頃より官公署に提出する許認可等の申請書類の作成並びに提出手続き代理、遺言書などの権利義務、事実証明及び契約書の作成の業務などを通して、行政に関する手続きの円滑な実施と県民の利便向上にご尽力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様にはその業務を通じて住民と行政との懸け橋として重要な役割を果たされ、行政の円滑な運営にご協力をいただいております。山梨県では3百半ば余りの会員の皆様が行政提出書類の作成や代理申請をしていただき、成年後見制度の活用や、遺言書の作成相談等、住民の暮らしの中で今後も「まちの法律家さん」として住民に寄り添ったご支援を期待しております。

また、山梨県は空き家率が全国一位と高く、今後は空き家や所有者不明土地問題では、日頃から地域住民と行政に密着した皆様のお力を貸していただきなければなりません。相続に関する相談を受けることも多く、相続手続きを促すことに加えて未利用の土地や農地、空き家の活用の提言など、所有者不明土地の発生防止にも期待されます。

更に、近年では大きな自然災害も多発しており、支援活動の内容や被災支援活動の構築の推進にご尽力をいただき、仮に災害が起こった際には被災した方々に生活再建支援として、様々な手続き相談等に応じて迅速に対応して頂くことで安心をもたらすでしょう。

行政書士の業務は1万種類とも言われ、業務範囲は非常に広く様々な官公署に渡ります。本年2月より皆様による総合的な相談窓口である「行テラス」もスタートいたしました。大きな変革の時代の中で行政書士の役割も書類の作成サポートからより高度な専門性をもったコンサルティングを含む手続きサポートへと変わりつつあり、行政書士に対する県民の期待も一層高まっていくものと存じます。今後の法改正の推進をお手伝いし、明るい希望ある行政書士制度の構築の為、私も皆様と心を一つに尽力して参ります。結びに山梨県行政書士会のご発展と会員皆様のますますのご活躍を祈念いたします。

山梨県行政書士会顧問就任に あたって

山梨県議会議員
顧問 永井 学



この度、山梨県行政書士会顧問という重責を仰せつかりました山梨県議会議員の永井学と申します。何分にも不慣れな点多々あるかとは存じますが、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。私の簡単な自己紹介をさせて頂きます。36歳で県議会議員に初当選をさせて頂き、この4月に行われました選挙を経て3期目の任期を勤めております。現在は45歳で、妻と長男、家族3人で生活しております。

さて、突然ですが、皆様が志を立て「行政書士」というお仕事を選んだのはなぜでしょうか？色々な理由があると思いますが、私にも「政治家」になろうと決めた出来事がありました。折角の機会をいただきましたので、私が政治家を志したきっかけをお話しようと思います。

今からちょうど15年前、2004年に行われた第20回参議院議員通常選挙。私はかねてよりお世話をしていた横内正明（元山梨県知事）先生の事務所におりました。この選挙に全国比例で出馬をされていた横内先生と共に全国47都道府県を回るという機会を得ました。必死の選挙運動の中、私は自分の中に運動とは別のミッションを立てました。それは全ての県庁所在地を可能な限り見て歩くことです。朝早く起き活動の前に街を歩きました。なぜそんなことをしたのでしょうか？私の周りに「山梨は田舎で寂れているから都会の方がいい」と言う方が大勢いました。その方達を見て「山梨県って本当に住む方が自信を失うほど疲弊した場所なのか。」と常々思っていました。山梨県とは本当はどんな場所なのか。他の都道府県を見て確かめたかったからです。3ヶ月かけ全ての土地を廻った時、「私たちの故郷山梨県には素晴らしいポテンシャルがある。私を育てくれた山梨県をもっと元気な場所にしたい。誰もが住んで良かったと誇れる県にしたい。」と心から思いました。誰かがやってくれるのではなく、自分が動き現状を打破したかった。これが政治を志したきっかけです。あの日から私の挑戦が始まり、今でもあの時の気持ちとなんら変わりなく活動しています。

今回、ご縁を頂き皆様方と共に活動させて頂くこととなりました。行政書士の地位向上と職域拡大並びに行政書士会の発展に全力で取り組みます。今後とも末長いご指導ご鞭撻を賜れますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

甲府市議会議員
顧問 藤原伸一郎



行政書士の皆様は、日頃から「街の法律家」として地域に密着した活動を展開され、「市民と行政の架け橋」として多方面にわたりご活躍をいただいております。

さて、平成26年の行政書士法改正によって特定行政書士制度が誕生し、行政書士の方々の専門的知見と経験の活用により、依頼者の行政不服申立を迅速に代理できるようになりました。制度開始直後から多方面で特定行政書士の方々が活躍され、法改正に携わった皆様は大変喜ばしく感じているところと推察されます。

また、近年問題となっている空家等対策の推進に関しても、行政手続の専門家である行政書士のお力添えが必要です。是非、今後とも行政書士の皆様のお力添えをいただきたいと思っております。

さらに、震災時には、罹災証明書発行手続、各種補助金申請手続や中小企業支援など、地域に根ざした行政書士の皆様からの支援により、被災地の迅速な再生が可能となっております。各自治体とは、各行政書士会様が災害時に向けた協定等を締結していただいており、大変に感謝しております。

行政手続の専門家である行政書士の皆様に対する市民の期待は、ますます大きくなっています。今後とも、さらなる研鑽を積まれ、より質の高いサービスで市民と行政の架け橋となっていただけることを期待申し上げます。

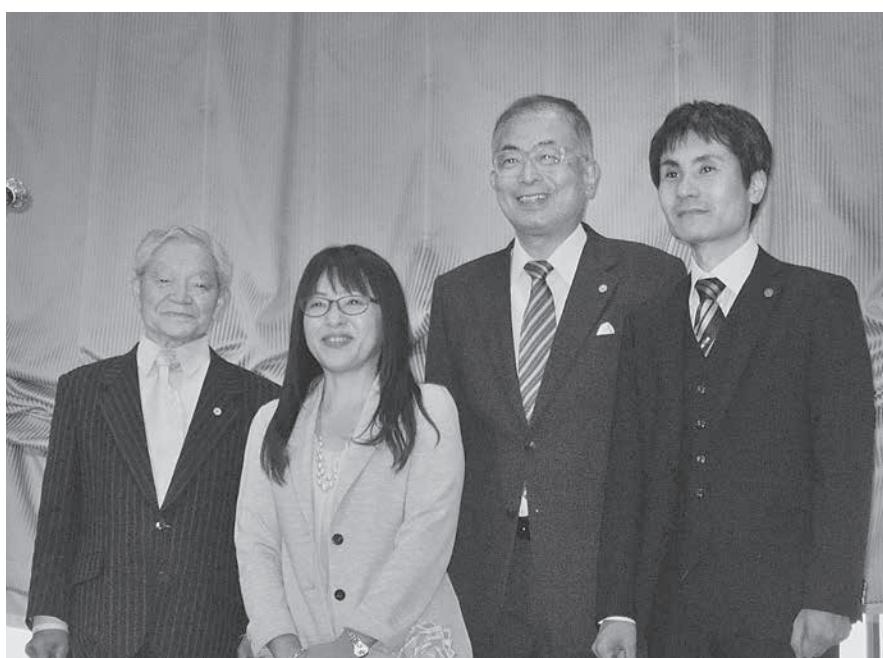
結びに、貴会、貴連盟と緊密に連携をとり、行政書士の皆様の持てる力を十分に発揮できる環境づくりに取り組んで参ることをお約束し、益々のご発展ならびに会員の皆様のご健勝ご多幸を祈念し、御挨拶と致します。

令和元年度 定時総会および政治連盟定期大会を開催

令和元年5月30日(木)、当会の定時総会が昭和町のアピオ甲府にて開催された。式典の部においては、長年にわたる功績があった会員に対して表彰の授与が行われ、会場は暖かい拍手に包まれた。また、新入会員の紹介が行われた。総会は、「開会のことば」、「国歌斉唱」、「物故会員に対する黙祷」に続いて岡会長の挨拶が行われ、和やかな雰囲気で始まった。第7号議案までの議案が提出され、全ての議案は原案どおり承認された。質疑応答において会長選挙の投票用紙に通し番号が付けられていた事に対して複数名からの質問がなされ、選挙管理委員長と事務局より会則に則った措置で有る事と番号はランダムに配布されており、番号により個人が特定されない事が説明された。休憩をはさんで行われた政治連盟定期大会では、第6号までの議案が提出され、全ての議案は原案通り承認された。両会の終了後には、同会場内の別室にて懇親会が開催され、会員同士が親睦を深める場となった。



表彰式の様子



岡会長（左端）から有賀新会長（右端）へ



新入会員



懇親会の様子

活動報告

支部長 渡邊 淳

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター山梨支部（以下『コスモス山梨』）は平成23年4月に設立され、成年後見制度の利用支援と専門職後見人就任による本人支援を目的に活動を行っております。設立当初は広報活動や市町村訪問を行っても、「頼れる親族がいる」「近所同士で助け合っている」等、山梨県ならではの誇らしい地縁血縁を背景に、後見制度の利用というのはとても限定的に感じておりました。

しかし近年、明らかに状況は変わりつつあります。平成29年3月24日、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、現在県内各市町村において、地域連携ネットワーク構築の取り組みが始まっています。これは迫りくる高齢化社会を目前に控え、成年後見制度をより利用してもらうための体制作りにほかなりません。コスモス山梨もこの動きに呼応する形で、令和元年度は市町村や県内金融機関への働きかけを実施しました。その結果、甲府市と見守り協定、山梨信用金庫及び山梨県民信用組合の二金融機関とは、成年後見制度に関する支援協定を締結しました。すでに金融機関窓口での預金に関する相談が数件あったほか、市町村経由や行政書士会へ直接の問い合わせも増えています。成年後見制度に関する専門家として、行政書士は確実に認知度を上げていると同時に、山梨でも後見制度による支援を必要としている人が増えていることを感じております。中には設立当初に配布したであろうチラシを参考に、金融機関からの相談依頼も来るようになりました。諸先輩たちが地道にまいた種に高齢化社会という状況が加わり、コスモス山梨の活動はまさに芽を出さんとしている状態です。

一方で不安もあります。現在、コスモス山梨は18名の会員で活動しております。相談や成年後見人受任が増えているれば、18名ではとても対応できないのではないかと感じています。年会費等、コスモス山梨入会にはハードルがあるのも事実です。しかし成年後見制度は魅力ある業務分野であると考えますので、皆様の入会をぜひお待ちしております。

最後に『行政書士やまなし』に、私達コスモス山梨の活動紹介スペースを頂きましたこと、心より御礼申し上げます。貴重な機会をありがとうございました。



山梨県行政書士会車庫証明申請センター 10周年記念祝賀会開催

山梨県行政書士会車庫証明申請センター

所長 村松百年

令和元年7月10日ベルクラシック甲府に於いて山梨県車庫証明申請センターの10周年記念祝賀会が開催されました。過去を振り返ると波瀾万丈の歴史を秘めた業務でありました。昭和37年6月1日自動車保管場所確保に関する法律が施行ましたが、行政書士会には、これに対応するに十分な体制がなく、以来自動車販売店が自動車を販売すると同時にユーザーから手数料を徴収することを長らく放置していたという経緯がありました。

昭和52年10月6日自動車販売店連合会との間で合意確認されたが一向に実現に至らず、昭和59年9月26日「車庫証明申請業務の取扱いについて」基本要綱を定めた合意確認がされました。本県においても昭和59年12月20日山梨県自動車販売店協会と「車庫証明業務の取扱いに関する確認書」が合意確認され、運輸交通部を中心に各支部ごとに最初の車庫証明センターが作られました。しかし、業務の取扱いを巡り販売店とのトラブルで消滅してしまいました。

第2期車庫証明センターの設立のきっかけとなったのは、昭和63年2月、旧業務指導部運輸交通部会の研修旅行で、栃木県宇都宮市の車庫証明センターの視察と、その当時、山梨県の車庫証明申請の総件数が昭和63年度で約9万件もあったことです。

平成元年2月、設立準備会について理事会の承認を得、全会員に対して車庫センターへの加入希望者を募り、27名の会員にて平成元年11月16日設立の運びとなりました。しかし、平成5年のバブル崩壊時を境に自動車の販売不振を理由に徐々に依頼件数が減少し平成6年度については0件となっていました。

平成19年9月、当時の阿部会長に車庫証明業務委託の提案が自動車販売店協会よりありました。自動車販売店協会、業務第3部及び車庫証明センターでその詰めの打ち合わせ会を重ね、平成20年3月14日アピオにおいて県下の販売店協会店長会に招待され、センターの紹介及び交流会がもたれました。そして自動車販売店協会の指導の下、平成20年4月1日を目標に全県下の販売店（自動車ディーラー）へ車庫証明業務受託のアプローチを実施する旨の合意に至りました。同時進行で、新たな業務の獲得にも繋がることでありますので、全会員から車庫証明業務の受託を希望する会員を募り、研修会を重ね「車庫証明センター」の組織拡充を図りました。会員の研修では、業務獲得のステージに載りましたが、業務受託を約束されたわけでは無く、営業ローテーション、受託日、交付日、約束した期日は必ず守る等行政書士個々の業務推進能力（特に機敏性、利便性）が問われることを強調してきました。また、年に1～2回販売店協会と協議会を持ち情報交換を実施し問題点の共有をはかってきました。その結果、徐々に販売店のご信頼を得、下記表のように委託件数の増加につながってきました。

車庫証明申請センターがここまで成長してこれたのは、会員の営業努力及び山梨県自動車販売店協会と各ディーラー（協会会員）様のご理解とご協力の賜と深く感謝しております。



平成20年5月より平成31年3月までの受託件数

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
928件	1660件	1843件	1839件	2051件	2609件	2286件	2353件	3067件	3157件	3454件

令和元年度～2年度 部担当者一覧

(令和元年6月27日現在)

部名	主要分掌業務		部長	副部長	部員	
総務部	庶務・企画担当	会務の企画・立案・統計、総会・顕彰	丹澤正輝	佐藤敏幸	金勝瑞穂、市川雄資、宿澤真由美、内田光信	
	厚生担当	福利厚生		佐藤敏幸	金勝瑞穂、市川雄資、宿澤真由美、内田光信	
経理部	一般会計及び特別会計の予算編成、執行管理、決算、資産管理、入会金、会費等		宮川安美	深沢邦秀	野澤洋子、渡辺浩	
広報部	広報企画・総合調整・広報誌の発行・広報活動等		岡安祐樹	両角英裕	廣島隆司、深澤友貴、丹澤ますみ	
法規監察部	非行政書士行為の排除・啓発活動会員の品位保持・行政書士及び関係他士業の制度・諸法規の調査研究・会員の指導及び調査等		塚原浩二	磯村洋之	鹿野成美、高石晃仁	
業務部	法人・経営		羽田淳一	天野文路	石川範子、千田章、両角英裕、渡邊淳	
	権利義務・事実証明			両角英裕	小林晶、鈴木祐子、宮川安美	
	福祉医療・保健衛生風俗			小林寛子	両角英裕、山本武浩	
	建設部・農地部・運輸交通部・国際部に属さない業務に関する分野			山岸啓		
建設部	①建設業		矢崎健吾	浅沼伸司、菅沼和也、渡辺浩	田中一洋、千田章、天野文路	
農地部	①農地 ②土地利用		廣瀬良太	垣内行男	野澤洋子、小関敏和	
運輸交通部	①運輸交通		両角英裕	濱本勲	長田久、清水公平、清水茂、村松百年	
国際部	①国際		丹澤仁	宮川安美	加々美一雄、市川雄資	

令和元年度～2年度 委員会担当者一覧

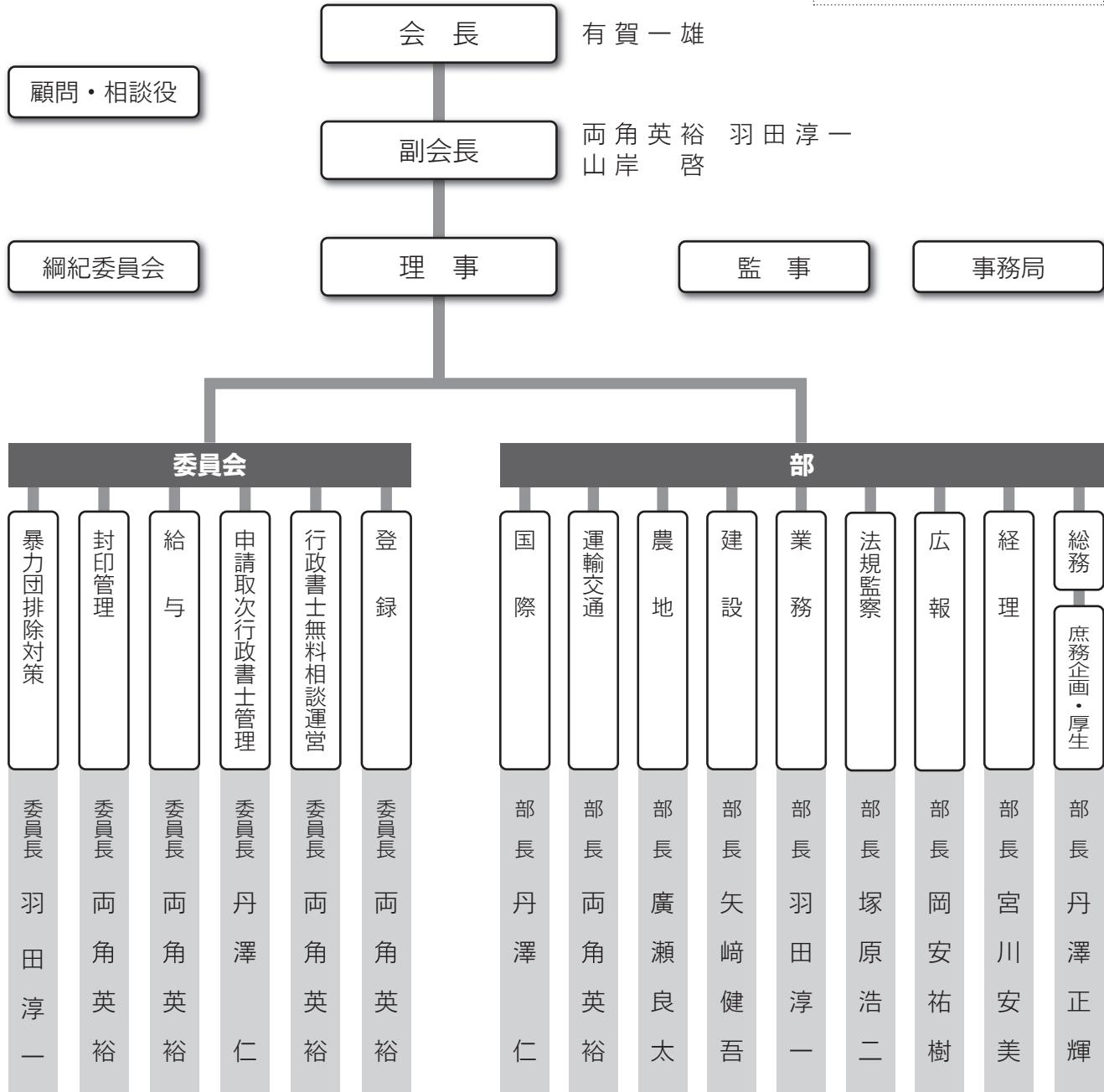
(令和元年6月27日現在)

部 名	主 要 分 掌 業 務	委 員 長 (担当理事)	副委員長	委 員
登録委員会	新規・変更登録審査登録事項調査等	両角英裕	羽田淳一	山岸 啓、原田廣幸 高石晃仁
行政書士無料相談運営委員会	甲府市役所内・行政評価事務所派遣・士会相談会・資料	両角英裕	山岸 啓	鈴木徳明、三枝 久 原田廣幸
申請取次行政書士管理委員会	地方入国管理局に対し届出を申し出た行政書士の管理、円滑な運用	丹澤 仁		両角英裕、宮川安美 加々美一雄、市川雄資
給与委員会	事務局職員の給与及び旅費についての調査・研究	両角英裕	宮川安美	羽田淳一、山岸 啓 丹澤正輝
封印管理委員会	丁種封印受託者としての封印の適正な管理及び 丁種会員への指導監督、処分等	両角英裕	濱本 勲	長田 久、清水公平 清水 茂、村松百年
暴力団排除対策委員会	反社会的集団である暴力団等の存在、実態を深く認識し、業務の適正な推進と被害の防止を図るための事業を実施	羽田淳一	丹澤正輝	有賀一雄、原田廣幸 鈴木徳明、両角英裕 三枝 久、山岸 啓
綱紀委員会	会員の綱紀保持に関すること	伊東 武	渡辺秀雄	遠山佐奈江、入倉光仁 林 洋希、相川町子 渡邊儀春

山梨県行政書士会組織図

(役員任期：令和3年度定時総会の終結のときまで)

令和元年6月27日現在



支部	甲府北支部	甲府南支部	峡東支部	峡西南支部	東部・富士五湖支部	支部長 鈴木徳明	90名
						支部長 両角英裕	109名
						支部長 三枝久	42名
						支部長 山岸啓	38名
						支部長 原田廣幸	71名

会員総数 (令和元年8月1日現在) 350名

山梨県行政書士会の和を求めて

総務部長 丹澤正輝



この度、総務部長を仰せつかりました丹澤正輝です。

警察を退職後に行政書士となり 10 年の月日が経ちました。

これまで本会監事、申請取次管理委員長を務めさせていただき、今回もまた身に余る大役を任せられましたが、私なりに精一杯務めさせていただく所存です。

私の座右の銘は「和を以て貴しと為す」です。

会員の皆様がお互いを尊重し、親交を深め、時には議論し、切磋琢磨することで、他県に負けない成熟した行政書士会に成長できるものと考えています。

そのためには総務部が本会の潤滑油となり、会員が気持ちよく活動できるように、与えられた仕事を迅速に処理してまいります。

総務部の業務は多岐にわたります。

企業の総務部と同様、細々したことやサポート業務は総務の仕事です。

私にはその全てに対応できるだけの能力はありませんが、総務部は優秀な部員に支えられておりますので、どうぞご安心ください。

年間行事の実施も総務部が担当します。

総会、新年賀詞交歓会、研修旅行、ボウリング大会等、多数のイベントを予定していますが、より多くの会員の皆様に参加してみたいと思っていただけるように、知恵を絞って企画・立案してまいります。

皆様のご意見やアドバイスは大歓迎ですので、遠慮なくお伝えください。

山梨県行政書士会の“縁の下の力持ち”たるべく、部員一同頑張ります。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。



**会員が楽しく集える
機会づくりにも
努力を払います！**



経理部長 宮川安美

8年ぶりに理事を引き受けると同時に、同じく8年ぶりに経理部長の任を与えられました。この間、会の状況は大きく変わりました。第1に念願であった会館の取得、第2に会員数の増加です。そうした中で会の収入も増額となり、それに合わせるように会計基準も新しくなりました。8年前とは違う経理部の業務に、果たしてその重責を担えるだろうかという不安もありますが、会の運営がスムーズに行えるよう、経理の面から支えて頑張っていきたいと思います。

この機会に、ここ8年間の会の活動状況を決算書からふり返ってみたいと思います。会館取得した平成23年度から平成30年度までの決算書の数字は、以下の通りになります。

区分	収入	事務所費	事業費	会議費	その他	繰越金
総額	274,959,499	108,168,184	38,007,677	19,3131,996	54,996,300	54,008,170
%	100	39.5	14.0	7.0	20.0	19.5

特徴的なことは、事業費の割合の低さと繰越金の割合の高さです。繰越金の割合の高さの要因の一つは、わが会の特殊な要因=県証紙売り捌き特別会計への振替を年度当初に行うため、それ相応の金額を残しておく、という事情にあります。もう一つの要因は、事業費の割合の低さとも関係しますが、事業費の執行率の低さです。事業費の執行率は、高い年度で87%、低い年度は77%、平均すると81.4%となります。執行されない予算額が繰越金に加算されていることになります。

会費は会員の業務に役立つように使われるべきだと考えると、事業費の執行率を高め、かつ事業費比率を高めていく必要があると思います。

最後になりましたが、この8年の間、会費未納がほとんどありません。会員の皆さまのご協力に感謝しつつ、今後2年間もご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



広報部の役割は 「行政書士の未来」を創る事

広報部長　岡 安 祐 樹



平素は広報部の活動にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび私こと広報部長に就任をさせていただきました。身にあまる重責ではありますが、行政書士の知名度向上を通じて会員の皆様が活動しやすい環境を作っていくように誠心誠意努力してまいる所存でございます。

さて、広報部の使命は「行政書士の知名度向上」と心得ておりますが、世の中に目を向けてみると、「行政書士」という職業が十分認知されているとは言い難い状況です。名称の似る司法書士は、過払い金返還請求により大手司法書士法人が頻繁に広告を出した事で知名度が向上し、簡易裁判所における少額訴訟代理権が認められたことで「司法書士=法律家」というイメージも定着しつつあるように感じられます。

一方で行政書士のイメージは「いまひとつ何をしているのかわからない」という感じではないでしょうか？行政書士の広い活動フィールドが行政書士の業務をフォーカスにくくしており、結果としてイメージをボカしているのだと思います。

したがって、「あれもこれも」ではなく、「これが行政書士の業務です」とあって業務を絞ったアピールも必要ではないかと考えております。幹となる看板業務を世の中に定着させた後に「行政書士は、こんな業務もできるのだ」と追加的に認知してもらえるような広報活動も提案していかなければと思います。「今だけではなく未来の行政書士の活躍の場を広げ、士業としての地位も向上させていく」このような活動が広報部の担う役割だと考えます。

いずれにしましても、広報部の活動は会員の皆様のご協力の上に成り立つ活動でございますので、今後ともお力添えのほど宜しくお願ひ申し上げます。



2月22日「行テラス」相談事業がスタートします！

国民の皆様にとって、より身近で頼れる専門家を目指します。

日行連では、2019年2月22日を機に、行政手続きに関する相談を中心とした行政書士による総合相談窓口として「行テラス」事業をスタートさせました。山梨県行政書士会にも行テラスのグッズが届いておりますので、無料相談会などの際に積極的にご活用いただきますようお願ひ申し上げます。

就任のあいさつ



法規監察部長 塚原 浩二

この度、法規監察部長に就任いたしました峠西南支部の塚原浩二です。本会には、業務経験の豊富な先輩方が多くいらっしゃる中で、法規監察部長としての責任の重さを感じつつも、職務を十分に全うできるよう全力を傾注していく思いでございますので、会員の皆様のご理解とご協力を心よりお願ひいたします。

さて、法規監察部は、今まで監察部として活動してきましたが、業務組織及び分掌事項の改正により、総務部で所掌してきました法規と苦情処理をあわせて法規監察部として、今年度から活動していくものであります。

具体的な所掌事務は、山梨県行政書士会の会則その他諸規則等の制定改廃に関する事項、行政書士全体に対する県民の信頼を守るために行政書士の品位保持・監督に係る事項、非行政書士による行政書士法違反行為をなくすための事項などを行っていきます。

全国的に非行政書士行為が、相変わらず横行している事例があります。すなわち、無資格者の申請書提出が、まだまだ平然と日常的に行われているのが現状です。この現状に対して、行政書士制度の趣旨を啓発し、非行政書士行為を行う者に対して注意を促し、さらには警告を行い、行政書士制度への理解を求め、行政書士の活用によって県民のさらなる利便性向上につながるよう努めています。

一方、『行政書士倫理綱領』の一つに「行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。」こととされています。これは、私たち行政書士は品位保持とともに職務上の研鑽を積むのはもちろんのこと、社会的信用を確保するために、改めて行政書士法と行政書士倫理を日々確認する必要があるものと考えます。是非、会員の皆さんも改めてご確認していただきたいと思います。





業務部長 羽 田 淳 一

業務部は、「法人・経営」「権利義務・事実証明」「福祉医療・保健衛生風俗」「建設部・農地部・運輸交通部・国際部に属さない業務に関する分野」と、広い範囲の業務分野について担当しています。

民法（相続関係）や食品衛生法など業務上重要な法律の改正が相次ぎ、来年4月には民法（債権関係）の施行日を迎える（例外あり）など法改正や、定款認証新制度の導入、行政手続の電子化推進などの制度改正が続いている。

ネットメディアやマスメディアを通じて新しい情報に誰もが触れやすくなっている一方、情報の取り違えや誤情報による思い込みが生じる懸念もあります。実務に携わる者として、正確な情報や知識のアップデートを踏まえた上で、もしクライアントが思い込みなどに囚われていれば、丁寧に解きほぐすことも必要かもしれません。また、多面的・多角的な検討を経た情報の提供、専門性のある価値が付加された提案企画、より適切・的確に誠実に業務を遂行する事務処理力の向上などに向けた努力や工夫は、今後、高度情報化社会においても特に意味を持つものになってくると思われます。当部の研修会の企画にあたっては、業務に取り組むための視点を意識した講義づくりを目指してまいります。

行政書士業務は間口が広いとされていますが、既存業務分野の一つ一つは、先達の方々による業務の積み重ねから信頼を得て、確立されてきました。地道な業務の積み重ねと併せて、会として各種窓口などに赴いて対話を通じて継続的に信頼関係の維持強化に努めることも職域の確保・充実に資する活動の一例と考えます。

我々の業務を取り巻く環境は厳しくなる旨の指摘がある中、超高齢社会の進展を背景とした業務の拡大、許認可を伴う新ビジネスの支援、社会貢献的活動など、新しい分野に活躍の場を広げる動きも見受けられます。日行連や他単位会の活動にも目を配りつつ、各種団体・機関との連携など、新規業務への環境整備に向けても視野を広く構え続けたいと思います。

12名の業務部メンバーにより、会員の皆様のご協力を賜りながら、力を合わせて会務を推進してまいります。宜しくお願ひいたします。



今年5月の業務部研修会の様子



建設部長 矢崎 健吾

このたび、建設部長を拝命いたしました甲府北支部の矢崎健吾と申します。

行政書士の業務は多岐にわたり、様々な分野で多種多様な業務を行うことができますが、特に建設業関連業務は行政書士が関わる許認可のなかでも重要な業務だと思っております。

この重要な業務の維持・発展のため、建設業許可申請窓口である建設業対策室や入札参加資格申請窓口である山梨県市町村総合事務組合等との意見交換等を実施して、情報の収集や手続きの取り扱い変更等の要望をし、その結果を会員の皆様へ発信していくよう努めてまいります。

また、(一社)山梨県建設業協会等関係団体との連携強化にも努めてまいります。

2年間、部員一同協力して活動ていきたいと思っております。会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

今期の重点事業

1. 建設業に関する手続きについての対応
2. 入札参加申請についての対応
3. 上記に関連する業務についての対応

今年度の主な活動予定

- 8月頃 山梨県市町村総合事務組合との意見交換
- 10月頃 山梨県契約担当、甲府市契約課との意見交換
- 2月頃 建設業対策室との意見交換



行政書士は 各種相談の総合案内所

農地部長 廣瀬 良太



この度、農地部長を仰せつかりました廣瀬と申します。

私事ではございますが、不動産業を兼業として営んでおり、農地（土地利用）につきましては予てより関心の強い行政書士業務の一つでございました。

農地部の活動は行政書士法第1条の2に規定されている通り、農地法及び土地利用関連法規における各種手続きに関し、市町村農業委員会及び各種担当窓口における行政書士証票等の提示における代理人確認の徹底及び、農地法事務処理等の手続きに関する情報及び資料の収集、各種関連事業者様及び一般市民の皆様への啓発活動が重要な活動だと考えております。

行政書士の業務は幅が広く、「行政書士とは？」とピンポイントでとらえるのが難しい側面もあると思います。その為、関連事業者様及び一般市民の皆様が行政書士を利用しづらくなっている可能性も非常に高いのではないかと感じております。

そこで必要なのが、各部の行政書士業務のプロフェッショナルが一丸となり、連携してお客様にワンストップで対応できるネットワーク作りをしていくことが大事になってきていると思っております。

個々になりがちな行政書士ですが、これからは行政書士同士の絆（仲間）づくりを大切にしていくことが業務の拡大、延いてはお客様の為になっていくのではないかと考えております。

「行政書士は各種相談の総合案内所」

各種関連事業者様に業務を発注し、イニシアティブをとっていくことができる的是行政書士しかないと思っております。

「行政書士各部が連携し、お客様の為にワンストップサービスを実現」

農地部として、農地（土地利用）のことなら行政書士へと言っていただけるように、連携を大切にしながら尽力していきたいと思っております。

今後ともよろしくお願い申し上げます。



運輸交通部の 分掌事項と OSS について

運輸交通部長 両角英裕



この度、運輸交通部長をおおせつかることになりました。

業務関係部の分掌事項につきまして、部長会及び理事会で議論がされ、令和元年6月27日の理事会において承認され、同日施行されました。

この機会に運輸交通部の分掌事項をあらためてご紹介します。山梨県行政書士会会則施行規則第18条によりますと運輸交通部の分掌事項は下記の通りです。

1 下記業務に関する調査研究、企画開発及び会員指導に関すること。

① 運輸交通業務に関する分野

2 研修会の開催及び図書等の斡旋並びに頒布に関すること。

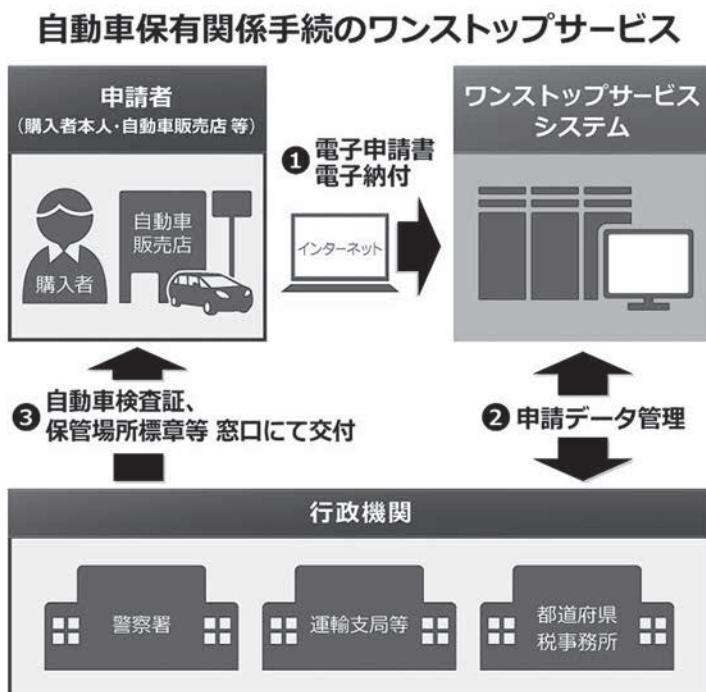
このように、運輸交通業務は、非常に範囲が広くまた多岐に及んでいます。

今年度は、会員の皆様方に運輸交通部のおかれた状況をご理解いただきながら運営をしてまいりますので、ご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、日本行政書士会連合会より、令和元年6月5日付、「自動車保有関係手続のワンストップサービスに係る一般社団法人全国軽自動車協会連合会との確認書の締結について」の通知文書が届きました。令和元年5月7日に施行された行政書士法規則の一部を改正する省令（平成31年4月26日公布）により、一般社団法人全国軽自動車協会連合会（以下、「全軽自協」という。）が行政書士法施行規則第20条に定められたことを受け、OSSを利用した継続検査手続きに関し円滑な運用を図るとともに、行政書士法の遵守及び日本行政書士会連合会と全軽自協との友好関係の維持を目的として、全軽自協と確認書を取り交わしました。そこで、山梨県行政

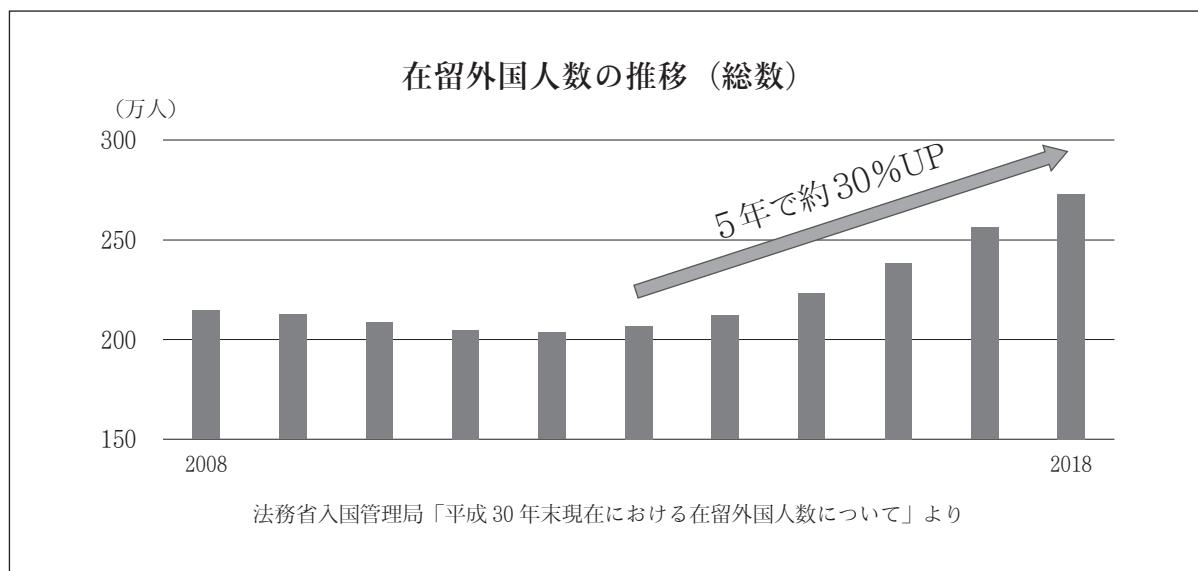
書士会においても確認書の趣旨を理解したうえで山梨県の事務所との友好関係の構築に向けた情報交換の場を設けるなどの活動をおこなってまいります。

令和元年7月11日には、山梨県総務部・山梨県出納局、山梨県警察本部交通部、軽自動車検査協会山梨事務所、山梨県行政書士会、一般社団法人山梨県自動車整備振興会、一般社団法人日本自動車販売店協会連合会山梨県支部、一般社団法人全国軽自動車協会連合会山梨事務所、国土交通省、国土交通省関東運輸局、国土交通省関東運輸局山梨運輸支局の担当者が参加し、第8回 OSS 導入準備会が開催されました。山梨県行政書士会でも OSS に向け対応をおこなっていきます。



濃く、細部に こだわる部でありたい

国際部長 丹澤 仁



留学や技能実習等を理由に増加してきた在留外国人の数は、外国人労働者の受け入れ拡大を意図する新たな在留資格「特定技能」の創設により、300万人の大台を間もなく突破します。

それに伴い行政書士によるサポートが求められる機会も増加することが想定されますが、国際部からは在留資格申請におけるノウハウや制度・法令に関する情報等を効率的かつ効果的に会員の皆様に提供してまいります。

主たる活動の1つである研修会は、出来る限り実践的な内容にフォーカスして、各講師が分かり易い内容で分かり易くお伝えするよう努めます。

今年は以下の2つと、その時々に必要と思われるものを随時企画・開催します。

8月 「申請取次事務研修会」対策研修会（申請取次行政書士を目指す会員向け）

10月 「申請取次実務研修会」（申請取次の実務を開始予定の会員向け）

将来的には、研修資料や共有情報を山梨県行政書士会ホームページ内の会員ページに掲載し、会員がいつでも活用できる環境作りを目指します。

I'll give it everything I've got!
(精一杯がんばります!)

支部長会議長に就任して

甲府北支部長 鈴木 徳明



今回の役員改選に伴い、支部長会の議長に就任させていただきました。
支部長会の役割につきましては、ご案内の通り山梨県行政書士会会則施行規則に
「本会及び支部相互間の連絡調整を図るため、支部長会を置く」
「支部長会はその議決を経て会長に本会の運営に関して建議することができる」
と規定されています。

このように、従来から当会の重要性は認識され期待されています。
先ずは、個々の会員のみなさまが、ご自身も会の運営に参加すると自覚をしていただき所属支部に意見、要望等を発信していくことが第一歩と考えます。各支部で集約された意向をたたき台とし当会でさらに議論を重ね本会へ進言することが、山梨県行政書士会の発展につながると信じております。
また、支部長、個々の会員のみなさま相互の意思の疎通を図り風通しの良い組織作りを念頭に議長の役割を果たしていく所存です。会員のみなさま方にもご理解の上ご協力をお願いいたします。

叙勲のお知らせ



山梨県行政書士会の会員 2 名が叙勲の栄に浴されましたので、
お知らせいたします。



田中一洋先生
(甲府南支部)

黄綬褒章

黄綬褒章は、業務に精励し衆民の模範である者に授与されるもので、田中先生は「行政書士業務請効功績」として令和元年春の叙勲の栄に浴されました。



丹澤正輝先生
(甲府南支部)

瑞宝単光章

瑞宝単光章は、危険性の高い業務で貢献した人を対象に授与されるもので、丹澤先生は「警察功労」として第 32 回危険業務従事者叙勲の栄に浴されました。

おめでとうございます。

北口事務サポートセンター 矢崎健吾 先生



あの先生の事務所訪問
復活企画

覚えてますか？ この企画？

バックナンバーを見ていたら……

本誌を編集するために古い「行政書士やまなし」を何気なく見ていたら、事務所訪問なる企画ページを発見。「これは面白い！」という事で復活させてしました。

初回に登場するのは、有賀会長から推薦をいただいた「北口事務サポートセンター」 矢崎健吾先生です。



素晴らしい事務所の立地

矢崎先生とは何度もお会いする機会があったのですが、今回、写真撮影の為に初めて事務所を訪問させていただきました。こんな事でもないと多忙な矢崎先生の事務所に入る事は出来ないと想います（役得です）。

甲府駅の近くという事で込み合った場所をイメージしていたのですが、近くに甲州夢小路があり、落ち着いた雰囲気に包まれた場所に矢崎先生の事務所はありました。通りに面した部分はガラス張りになっており、外からの光がたっぷり入る開放的な事務所です。入り口の扉をあけると、対面で接客ができるスペースがあり、その奥には来客室があります。この事務所なら、訪問したお客様もリラックスしてくれるはずです。

さっそくインタビュー

と思いきや、「先生、この件ですが……」スタッフの女性が声をかけてきます。訪問したのは、夕方

だったので多くのスタッフが帰宅した後でしたが、終業時間直前まで矢崎先生は多忙です。

さて、気を取り直してインタビューです。



岡安 行政書士になる前は、どの様なお仕事をされていたのですか？

矢崎 建設会社に勤務をしていました。

岡安 どうして行政書士を目指そうと思われたのですか？

矢崎 前職で働いていた建設会社に行政書士の先生が出入りをしていて、その存在を知ったのがきっかけです。行政書士の仕事内容に興味を持ち、試験を受けてみよう。



岡安 現在の主力業務は何ですか？

矢崎 建設業許可申請です。

岡安 前職の経験が活かせる業務ですね。

矢崎 確かにそうです。以前は依頼者側であったので、単純に許認可申請をするだけではなく、依頼者の立場や本音が私自身よく理解できます。前職の経験と行政書士としての知識を活かすことで、建設会社の未来を創るお手伝いができると気づいたのです。

岡安 依頼者にとっては良き理解者を得る事ができて心強いですね。私も相談を受ける時は、依頼者の立場になって、言葉の裏側に有る不安や悩みに耳を傾けるように心がけていますが、簡単ではありません。同じ業種を経験していることで、より一層の理解が可能になると思います。

ところで、お仕事をされる際に心がけている事はありますか？

矢崎 許可の有効期限日や申請期限日などには特に気を付けております。

また、難しい専門用語は使わずに簡単な言葉で説明をするように心がけています。

岡安 なるほど、行政書士の仕事には、期限日や締切日がつきものです。これらをしっかりと守る事が顧客の利益を守り、延いては信用につながりますね。確かに矢崎先生は本誌の原稿も早々にご提出をいただき、編集側としては、非常に助かりました。

そんな矢崎先生ですが、行政書士になって一番うれしかった事は何でしょうか？

矢崎 やはり、お客様に感謝されたときですね。一生懸命応援したお客様から感謝の言葉をいただけたときは最高の気持ちです。

岡安 プライスレスの瞬間ですね。

最後に、行政書士になりたての方に何かアドバイスがあればお願いします。

矢崎 この道〇〇年という経験が強みになると思います。前職や過去の経験を無駄にせず、その経験をした分野に専門特化していくのも良いのではないかと思います。

岡安 お忙しい中、ありがとうございました。

取材・文章 岡安祐樹



女性行政書士の会

昨年度に引き続き、今年度も丹澤と宿澤で世話を務めさせていただきます。女性の会の円滑な運営に努めてまいりますので、ご指導とご協力をお願いいたします。

さて、女性の会では「女性の立場でゆっくりとお話を聞く」をモットーに毎年「女性行政書士による女性のための無料相談会」を開催しています。アンケートでは「相談員が女性なので相談しやすい」「親身になって相談を聞いてもらえた」「これからも女性の相談会を続けてもらいたい」など好評をいただいており、この相談会の必要性を感じています。

昨年度から開催時期を2月から9月に変更しました。2月は降雪によって相談者も相談員も会場に行くことが困難となる心配があったためです。開催時期を変えたことによる相談者数の減少も懸念されましたが、杞憂に終わりました。そして、今年度も次のとおり相談会を行うことが決定しましたのでお知らせいたします。

◇日 時 令和元年9月13日(金) 10:00～16:00

◇場 所 ぴゅあ総合（山梨県立男女共同参画推進センター）2階大研修室

甲府市朝氣1-2-2 電話 055-235-4171

◇相談内容 ①相続、遺言、成年後見、離婚、農地関係など

②法人関連手続き、許認可申請、外国人の雇用など

この相談会は今年度から、一部予約制にしました。相続など①の相談は予約不要ですが、法人関連手続きなど②の相談は要予約です。より専門的な知識を必要とする分野を予約制とすることで、専門の相談員を配置し、相談者のニーズに合った対応が可能になると考えています。

また、女性の会では学習会も開催しています。法律の改正への対応や相談員の資質向上を目的とした学習会です。相談会の相談内容を元に事例研究を行ったり、外部講師を招いたり、昨年度は4回の学習会を開催しました。少人数での学習会ということもあります、毎回活発な意見交換がされています。今年度も定期的に学習会を開催していく予定です。

女性の会では、女性会員のみなさまのご参加をお待ちしております。私は、入会した年から女性の会に参加しています。普段お会いできない女性会員のみなさんと話してみたいという思いから参加を始めました。女性同士ということもあり、とても話しやすく、先輩方との交流はとてもいい刺激になっています。女性新入会員のみなさまには、ぜひ女性の会に積極的に参加し、交流を深めていただきたいと思います。そして先輩会員のみなさまには、今後もお知恵を貸していただけますようお願いいたします。





退任にあたって

—感じたこと、そしていよいよの発展を—

前事務局長 山本誠司

退任するにあたり、3年3ヶ月の在任中に感じたことの一つをお話させていただきます。

さて、行政書士の強みは何でしょうか、それは何といっても非常に広範な業務範囲を有していることです。しかし、そのことが他の土業に比べ行政書士のイメージを希薄にしていることも事実です。市町村議会への非行政書士行為排除の請願採択の際、このことを強く感じました。

行政書士は、業務範囲の広いことやその業務を特定するキーワードに欠けるため、行政書士の全体像や業務独占について十分に認識されているとは言えない状況にあります。また、官公署の許認可事務の窓口にあっても行政書士の関与の頻度が少ない部署においては、行政書士の代理権についてきちんと理解をされていないのではと感じました。

行政書士の職域確保、拡大のためには、行政書士制度についてきちんと理解していただく必要があり、そのためにはどういう取り組みが有効か検討を重ねる必要があります。

最後になりましたが、山梨県行政書士会の益々の発展と会員の皆様の御健勝を祈念するとともに、貴重な体験をさせていただいた皆様方にお礼を申し上げます。



事務局長就任にあたって

事務局長 小林幸子

山本誠司前事務局長の後任として、7月1日から事務局長に就任いたしました小林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まだまだ右も左も分からぬ状況ではありますが、少子高齢化や人口減少に伴う外国人労働者の増加や空き家対策など、社会の様々な課題に対応する中で、行政書士会として積極的に新たな業務を開拓していくことを目指して取組を進めていくと伺っておりますので、微力ではありますが、行政書士会の活動が充実するためのお手伝いができますよう、全力を尽くして参りたいと考えております。

今後とも、2名の事務職員とともに適切な事務処理に努めて参りますので、皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。



事務員 長澤奈美

平素はお世話になっております。事務員の長澤奈美です。私は平成27年12月に入局しましたが、行政書士会の仕事は奥が深く、まだまだ分からぬ事ばかりです。

いろいろとご迷惑をおかけする場面が多くあるかと思いますが、行政書士会に関わるすべての方々のお役に立てるよう日々研鑽してまいりますので、今後ともご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願ひ申し上げます。

くらしに役立つ ビジネスに役立つ



行政書士による無料相談会

開催日 令和元年10月12日(土)

時 間 10時～16時

会 場 県内5会場(対面でのご相談)

※予約は必要ありません。お近くの会場に直接ご来場ください。

会 場	所在地・電話
長坂町農村環境改善センター (北杜市長坂総合支所となり)	北杜市長坂町長坂上条 2575-19 0551-32-8228
小瀬スポーツ公園 体育館研修室	甲府市小瀬 840 055-243-3112
街の駅やまなし 会議室A	山梨市上神内川 1229-1 0553-20-7010
身延町中富総合会館	中巨摩郡身延町切石 360 0556-42-2337
イオン大月店	大月市御太刀 1-13-29 0554-22-4511

くらしやビジネスの困りごと・悩みごとをお聞かせください。
手続きの専門家 行政書士 が無料で相談に応じます。

(※行政書士には法律により守秘義務が課せられています)

* * 主な相談内容 * *

遺言・相続、農地利用、契約書作成、在留許可、自動車登録、
戸籍、成年後見、会社・各種法人設立、営業許認可 など

お問い合わせ

山梨県行政書士会 055-237-2601

甲府市丸の内3-27-5 山梨県行政書士会館

女性限定

第10回 女性行政書士による女性のための無料相談会

相談員は全員女性の行政書士です。

うまく話せるか不安、専門家の事務所に相談に行くのは敷居が高いと感じている方、私達の相談会では、ゆっくりとお話を伺いますので安心してご相談ください。

相談内容①

相続・遺言

例) 相続に関する法律、どう変わったの？

成年後見制度

例) 聞いたことはあるけど、どんな人に必要な？

離婚協議書の作成

例) 内容はどんなものにすればいいの？

市民法務

例) 契約書・示談書はどう書けばいいの？

農地の活用

例) 農地に家を建てたり、駐車場として使いたいなど



相談内容①はご予約は不要ですが、順番をお待ちいただくことがありますので、お時間に余裕を持ってお越し下さい。

相談内容②はご予約が必要です。9月5日(木)までに山梨県行政書士会(055-237-2601)までご連絡ください。

日本行政書士会連合会公式
キャラクター ユキマサくん



相談内容②

法人関連手続き

例) 法人を設立したいけど、必要な手続きは？

各種許認可申請

例) 飲食店を開くにはどんな許可が必要？
その他、建設業、福祉関連業、古物商、産業廃棄物処理など

外国人の雇用

例) 外国人を雇用する場合、何の申請が必要？

知的財産の保護

例) 著作権に関する契約を結びたいなど

相談内容②のご相談をご希望の方は予約が必要です。

日時 2019年9月13日(金) 午前10:00~午後4:00

場所 ぴゅあ総合 2階 大研修室

(山梨県立男女共同参画推進センター)

甲府市朝氣1-2-2 TEL 055-235-4171

【お問い合わせ】山梨県行政書士会 甲府市丸の内3丁目27番5号

TEL 055-237-2601 HP www.y-gyosei.or.jp

新入会員のご紹介

New Face

令和元年 8月1日現在
会員数 350名



■ 小俣 久

東部・富士五湖支部
平成31年3月15日入会

- ▶事務所：都留市下谷三丁目
2番3号
- ▶TEL：(0554) 43-0322

この度、山梨県行政書士会に入会しました小俣久と申します。地域の方々のお役に立てるよう、微力ではありますが精進して参りたいと思います。

会員の皆様のご指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。



■ 浅川 誉潮

東部・富士五湖支部
平成31年4月2日入会

- ▶事務所：南都留郡富士河口湖町
勝山1262-1
- ▶TEL：(0555) 73-1850

座右の銘は棚からぼたもちです。皆様の影を踏まぬよう努力していく所存です。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



■ 山田 健太郎

嶺東支部
平成31年3月15日入会

- ▶事務所：甲州市塩山三日市場
2957番地
- ▶TEL：(0553) 34-5027

この度、山梨県行政書士会に入会いたしました山田健太郎と申します。今まで沢山の方にお世話になってまいりました。行政書士として出来ることを出来る限り御返ししていきたいと思っております。

諸先輩の皆様、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。



■ 定梶 良美

峠西南支部
平成31年4月2日入会

- ▶事務所：南アルプス市藤田
1683番地1
- ▶TEL：090-7747-3088

この度、山梨県行政書士会に入会いたしました定梶良美（じょうかじよしみ）と申します。

地域の皆様の御役に立てるよう努力して参りたいと思います。まだまだ未熟者ではありますが、諸先輩方のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。



■ 若月 幹雄

嶺東支部
平成31年3月15日入会

- ▶事務所：山梨市下石森
859番地の6
- ▶TEL：(0553) 37-1941

このたび、山梨県行政書士会に入会させていただきました若月幹雄と申します。お一人でも多くの依頼者のお役に立てるよう、微力ではございますが努力して参りたいと存じます。

諸先輩方のご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



■ 深沢 湧次郎

甲府北支部
令和元年6月1日入会

- ▶事務所：甲府市羽黒町
1231番地8
- ▶TEL：(055) 251-6183

前回の登録時は、諸分野で調査分析を行った結果、ビジネスとして妙味なしと一年半で見切りをつけた業でしたが、本年4月から在留資格「特定技能」が新設され、登録支援機関の制度ができたことに伴い、自分自身が米国に12年間住みビジネスを行ってきたことや、帰国後も海外とのビジネスを長年行い、英語に堪能で、海外のネットワークも広いという特性が、この機会にマッチすると思い、また、妻も英語・タガログ語に堪能で、20代と若いながら意欲的に全面協力してくれるので、再登録を決めました。



■ 渡辺 陽平

甲府南支部
平成31年4月2日入会

- ▶事務所：甲府市貢川本町
7番20号
- ▶TEL：(055) 228-6662

この度、行政書士会に入会しました渡辺陽平と申します。

皆様のお役に立てるよう精進してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。





■ 伊藤 崇泰

甲府北支部
令和元年 5月 1日入会

- ▶事務所：甲斐市大下条 1600 番地 8
- ▶TEL : 080 - 1987 - 6277

5月より行政書士会に入会させていただきました伊藤と申します。一日でも早く地域の皆様のお役に立てるよう日々精進して参ります。

ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。



■ 高橋 範朗

東部・富士五湖支部
令和元年 6月 15日入会

- ▶事務所：上野原市上野原 2028 番地
- ▶TEL : (0554) 63 - 3080

この度、山梨県行政書士会に入会いたしました、上野原に事務所を構えます高橋範朗です。実際の業務も知識もまだまだ不十分なため、試行錯誤しながら業務を行っていくことになるかと思いますが、諸先輩の方々のアドバイスやご指導を仰ぎながら、努めていきたいと思いますので、今後とも宜しくお願ひ致します。



■ 平嶋 道治

甲府南支部
令和元年 6月 15日入会

- ▶事務所：甲府市中小河原一丁目 17 番 8 号
- ▶TEL : (055) 241 - 1050

昭和 50 年に土地家屋調査士会と同時にに入会しました。不動産パブルに乗って親の土地を活用して地元で仕事をしようと考え、不動産賃貸業と自由業を選びました。後ほど特別養護老人ホーム、社会福祉法人認可を得て、理事長として専念するため、士業は廃業しました。約 150 名の従業者の内、外国の看護大卒者が EPA 介護福祉士候補者、技能実習生として 15 名就業しています。特定技能が加わり今後増える予定です。出入国管理の為、再入会です。よろしくお願ひします。



■ 保坂 榧

東部・富士五湖支部
令和元年 7月 1日入会

- ▶事務所：富士吉田市上吉田五丁目 7 番 20 号
- ▶TEL : (0555) 23 - 2418

初めまして。7 月に兵庫会から移籍してまいりました保坂榎と申します。現在は富士吉田市の事務所に勤務しております。生まれは山梨県の甲斐市で、前職の関係で約 10 年間兵庫県に住んでいました。

行政書士登録は平成 27 年 5 月 1 日です。登録から 4 年以上経ちますが、行政書士としての仕事の経験はほとんどありませんでした。信頼される行政書士を目指し、今後とも研鑽を積んで参りたいと思います。何卒ご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひ申し上げます。

退会会員（平成31年3月から）お疲れ様でした。

■ 加々美辰夫 様（甲府南支部）
平成 31 年 3 月 31 日付退会

■ 伊藤 松彦 様（嶺西南支部）
平成 31 年 3 月 31 日付退会

■ 阿部 敏夫 様（甲府南支部）
令和元年 5 月 7 日付退会

■ 櫻井 一樹 様（甲府北支部）
平成 31 年 3 月 31 日付退会

■ 菊池 健友 様（嶺東支部）
平成 31 年 3 月 31 日付退会

■ 中村 義幸 様（東部・富士五湖支部）
令和元年 5 月 31 日付退会

■ 守屋 幸治 様（甲府北支部）
平成 31 年 3 月 31 日付退会

■ 神谷 澄 様（甲府南支部）
平成 31 年 4 月 12 日付退会

■ 高橋 善得 様（東部・富士五湖支部）
令和元年 6 月 30 日付退会

編集後記

私にとっては、全てが初めてという状態で、本当に発行できるのだろうかと不安の方が大きい船出でした。しかし、せっかく作るのだから今までに無い様な物を作つてみようという意欲の方が強くなり、何とかやりきることが出来ました。原稿と取材に協力していただいた先生方に感謝。支えてくださった広報部と事務局の皆様に感謝。そして、私のつたないイメージを綺麗な紙面に仕上げていただいた平和プリント社様に感謝です。

山梨県行政書士会会報 第 101 号

発行日	令和元年 8 月 1 日
発行所	山梨県行政書士会
〒	400-0031 甲府市丸の内三丁目 27 番 5 号 山梨県行政書士会館 TEL 055-237-2601 FAX 055-235-6837
発行者	有賀 一雄
編集者	岡 安祐樹
印刷所	(有)平和プリント社 TEL 055-224-3315

行政書士の皆さまの毎日を
しつかりとサポートするために、
業務や生活に必要な保険から、専門書籍、
用品販売などの豊富なメニューをご用意。
あつたら嬉しい、無くてはならないサービスを
ご提供いたします。



行政書士賠償 責任補償制度

東京海上日動
火災保険株式会社

行政書士業務における様々な「賠
償事故」を補償し、事務所の健全
な経営をサポート

新団体医療 補償制度

東京海上日動
火災保険株式会社

長期療養時の損失を補償
就業不能時の損失を補償
病気・ケガの入院を補償

加入者の方全員に医療相談等の
付帯サービスをご提供

確定拠出年金・ 個人型

損害保険ジャパン
日本興亜株式会社

対象:20歳以上60歳未満の国民
年金に加入している方

詳しくはホームページをご覧ください <https://www.zengyodan.co.jp/>



全行団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階
TEL:03-6450-1622 FAX:03-6450-1623

有限会社全行団は日本行政書士会連合会及び地方協議会から出資を受けた行政書士の福利厚生、事務所運営サポートを目的とした営利法人です。